

⑥相続の放棄・限定承認の申述（家庭裁判所）

前項の「**被相続人の財産と債務の確認**」において、債務の価額が財産の価額を大幅に上回っている場合には、家庭裁判所にて相続の放棄手続を行うべきです。ただこの際、注意してもらいたいことがあります。「放棄」ということから、被相続人の債務（借金）だけでなく、財産も放棄することになります。債務だけを放棄して、財産だけはもらおうといったことは出来ません。

他の注意点としては、相続開始を知ってから原則3ヶ月（一般的には死後3ヶ月）以内にしかこの「放棄」手続は出来ません。つまり、財産調査・放棄手続も何もせずにいた場合、被相続人の債務も含め財産を引き継ぐことになるのです。また、「放棄」をするつもりでも、被相続人の財産の一部を処分した事実があると、「放棄」は出来なくなりますので、ご注意ください。

注意点Ⅰ、借金が財産より多い場合「放棄」をすべきです。

Ⅱ、「放棄」が出来るのは、原則、死後3ヶ月以内です。

Ⅲ、勝手に故人の財産を処分すると「放棄」が出来ません。

上記の通り、「放棄」するか否かは3ヶ月以内に決めなければならず、そのためには財産調査が何よりも大切です。特に債務（借金）がどのくらいあるかについては徹底的に調査してください！！